

鹿沼市 通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年12月

(令和8年3月改訂)

鹿沼市通学路交通安全対策連絡会議

はじめに

本市の小中学生の通学路における交通安全対策については、道路改良、交通安全施設の設置、交通安全指導、啓発活動等、関係機関がそれぞれの立場における取り組みを個々に実施してきました。

そのような中、平成23年の市内での通学路における重大事故や、全国で登下校中の児童生徒が死傷する、痛ましい交通事故が相次いで発生したことを受け、国は、平成24年5月、全ての公立小学校等の通学路の点検及び、学校、警察、道路管理者の連携による危険箇所への合同点検の実施、必要な対策の検討・実施による、通学路の交通安全確保の徹底を全国の自治体に通知しました。

これを受け、本市では、通学路の安全対策に係る関係機関が一堂に会し、通学路危険箇所の合同点検及び対応策の検討を実施し、道路状況の実態把握及び具体的な対応を講じたところです。

一方で、小中学生の通学状況は毎年変化しており、こうした取り組みは継続して実施していく必要があると考えられることから、平成25年10月に関係機関と連携のもと、「鹿沼市通学路交通安全対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)」を設置し、路面表示や横断歩道の設置、見守りの強化など、様々な安全対策を講じてきました。

さらに、平成25年12月には、国から改めて、通学路の安全確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進として、各自治体における推進体制の構築や合同点検の継続的な実施などの基本の方針を策定することが推奨されたことを契機に、引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、「連絡会議」で検討し、「鹿沼市通学路交通安全プログラム(以下「本プログラム」という。)」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保に取り組んでまいります。

1 プログラムの概要

本プログラムは効果的かつ効率的に通学路の交通安全対策を推進することを目的に策定したものです。

本プログラムでは、学校からの通学路の改善要望への対策や交通事故の未然防止策などについて、保護者や地域の方々の協力のもと実施する危険箇所の報告、危険箇所の対応に向けた、市・教育委員会・学校、関係機関の連携体制や、通学路の合同点検の手順などについてまとめており、学校からの報告に基づき、市や教育委員会、県土木事務所、警察等が主体となり対応策を検討し、学校や地域と連携を図りながら、専門的な知見に基づく、より効果的・効率的な安全対策を実施するものです。

2 プログラムの組織体制

本プログラムは「連絡会議」を構成する次の委員が策定、推進しています。

各委員は、通学路の交通安全対策を推進するために、報告のあった危険箇所の確認及び対応策を検討するとともに、これまでの危険箇所の対応の進捗確認を行い、「連絡会議」として対応の方向性を協議します。

各委員は各危険箇所の対応策への対策を推進します。

○構成組織

【栃木県】

- ・鹿沼土木事務所(企画調査部・整備部・保全部)
- ・鹿沼警察署(交通課・生活安全課)

【鹿沼市】

- ・市民部(生活課)
- ・都市建設部(都市整備課・都市保全課)
- ・教育委員会事務局(学校教育課・生涯学習課)

※連絡会議の事務局は、鹿沼市教育委員会事務局 学校教育課が担当

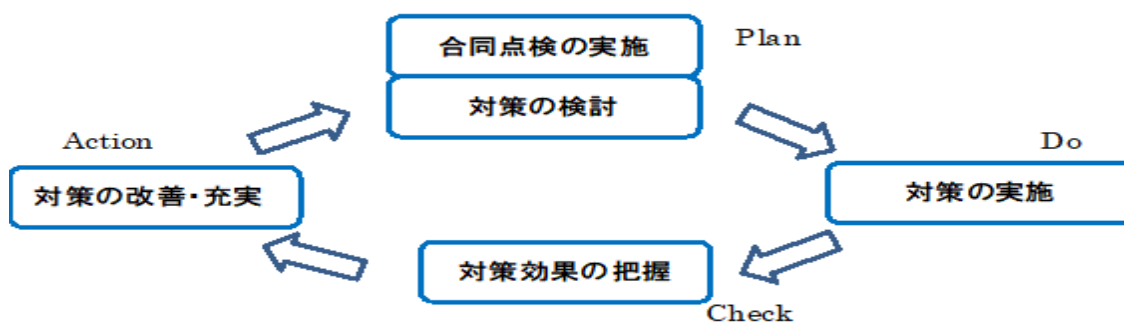
3 取組方針

- ・交通安全対策の実施に際しては、安全性の確保が求められる箇所を基本として、通学児童生徒数なども勘案しながら、優先順位を検討します。
- ・また、実施後には効果把握を行うなど、毎年P D C Aサイクルとして実施、対策の改善・充実を図ります。

※P D C Aサイクル

・事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するもの。

[通学路安全確保のためのP D C Aサイクル]



4 具体的な対策の推進

(1) 危険箇所の報告及び合同点検の実施

ア 通学路の安全点検・報告 【実施主体：学校】

- ・学校、保護者、地域の方々等が連携を図り、毎年定期的に安全点検を行います。
- ・対策が必要な箇所があれば、学校が連絡会議事務局に報告をします。

イ 危険箇所の現地確認及び対応案の検討 【実施主体：連絡会議】

- ・学校から報告を受けた危険箇所を連絡会議事務局が取りまとめ、連絡会議構成組織に共有します。
- ・それぞれの組織は実際に現地確認等を行い、対応案の検討を行います。

ウ 合同点検箇所の選定 【実施主体：連絡会議】

- ・学校から連絡会議事務局に報告された危険箇所のうち、特に改善を要する箇所を合同点検が必要な箇所として、連絡会議において決定します。

エ 合同点検の実施 【実施主体：連絡会議】

- ・連絡会議構成組織が、毎年1回合同点検を実施し、現場確認及び対応案の検討を行います。
- ・合同点検に当たっては、可能な限り地域の方々の協力を得るものとします。

(2) 対策の検討 【実施主体：連絡会議】

連絡会議構成組織が連携し、対策が必要な箇所に応じた、ソフト対策やハード対策の具体的な実施内容を検討します。

(3) 対策の実施 【実施主体：各担当部署】

それぞれの対策について、連絡会議で検討した対応案を踏まえて、教育委員会・学校と関係機関が連携を図りながら取り組みます。

対策の実施に当たっては、これまでの対策実施状況や危険の状況などを鑑み、優先順位を定め計画的に実施します。

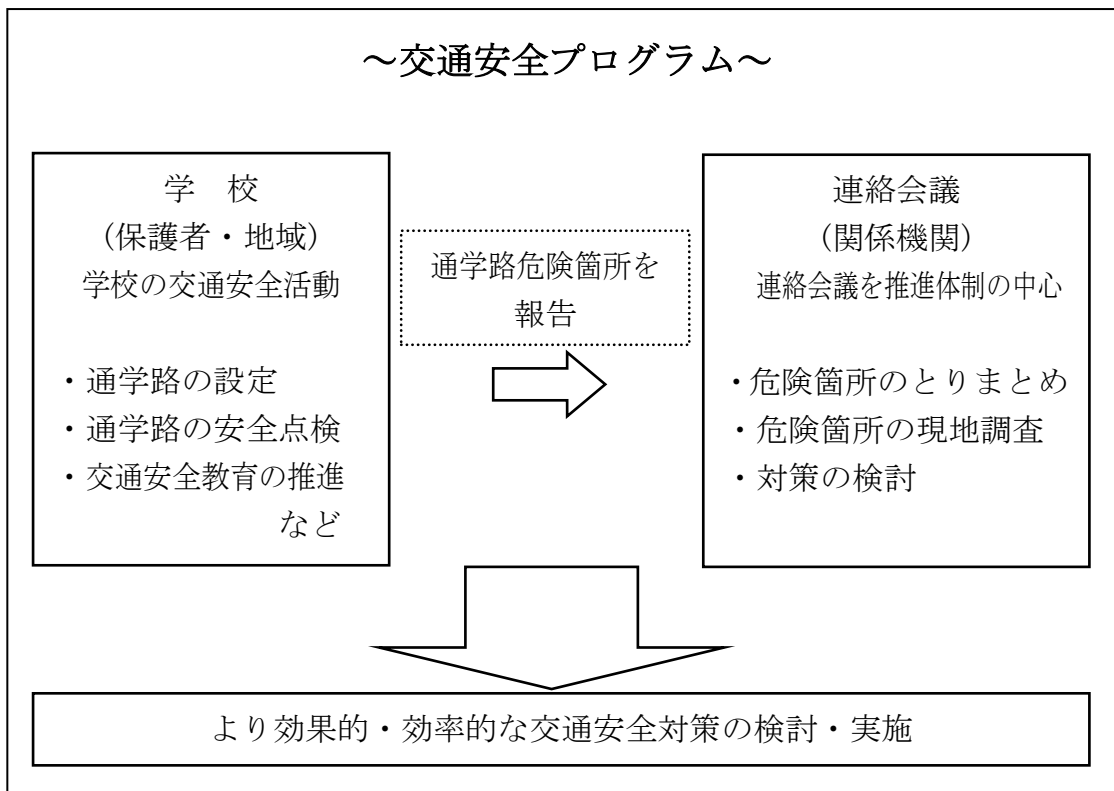
(4) 対策効果の把握

これまでの報告のあった危険箇所について、学校に危険箇所の状況及び対応状況の報告をするとともに意見を聴取し、対策の効果を把握します。

(5) 対策の改善・充実 【実施主体：連絡会議】

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

○鹿沼市通学路交通安全プログラム イメージ図



- 一連の流れ
- 4月～5月 各学校へ通学路の危険箇所改善要望の調査、とりまとめ
 - 6月～7月 各学校からの報告に基づく通学路危険箇所の調査
 - 8月～9月 連絡会議の開催及び合同点検の実施
 - 1月～2月 各学校からの要望案件及び過去の案件で未対応になっている箇所の対応状況について関係部署に照会
 - 2月～3月 対応結果を年度内に各学校へ報告、市ホームページに掲載

5 箇所一覧表の公表

小中学校ごとの「特に改善を要する危険箇所」や対策内容については、関係者間の合意が図られたものについて認識を共有するために、学校ごとの「対策一覧表」を作成し、市のホームページに公表するとともに、学校に共有します。